

## 2 短期入所

	区 分	対 象 者	日 額
障 害 者	(障害者支援施設等で実施した場合)		
	短期入所(Ⅰ)	区分6	890単位
	短期入所(Ⅱ)	区分5	757単位
	短期入所(Ⅲ)	区分4	624単位
	短期入所(Ⅳ)	区分3	562単位
	短期入所(Ⅴ)	区分2	490単位
	短期入所(Ⅵ)	区分1	490単位
	(療養介護に併設で実施した場合)		
	短期入所(Ⅶ)	療養介護対象者	2,400単位
	短期入所(Ⅷ)	その他※	1,400単位
	食事提供加算	68単位	
障 害 児	短期入所(Ⅸ)	区分3	757単位
	短期入所(Ⅹ)	区分2	593単位
	短期入所(ⅩⅠ)	区分1	490単位
	短期入所(ⅩⅡ)	療養介護対象者	2,400単位
	短期入所(ⅩⅢ)	その他※	1,400単位
		食事提供加算	68単位

※医療機関において、医療が必要と認められた遷延性意識障害者等に対して提供した場合に適用